

- ◇ この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正・削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られる」とのないようお願いいたします。

○藤丸委員長 次に、階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

今日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございました。

私は、配偶者の扶養から外れて、社会保険料の負担で手取りががくっと減る、いわゆる百六万とか百三十万という年収の崖問題について議論したいと思っております。

まず、通告はしていないんですが、前提として大臣に伺いたいと思います。

年収百六万を超えて三号被保険者から二号被保険者に切り替わる百六万円の崖と、年収百三十万円を超えて三号被保険者から一号被保険者に切り替わる百三十万円の崖、この両者を比較した場合、どちらが労働者側の経済的負担によつて働き控えにつながりやすいか、大臣の御所見をお願いします。

○福岡国務大臣 一般論で申し上げますと、百三十万円の方が影響が大きいのではないかといふうに思います。

○階委員 おっしゃるとおりだと我々も考えております。

そこで、我が党としては、今日、皆様に資料をお配りしております。一ページ目につけさせていただいておりますけれども、まさにその百三十万円の崖の方に着目して、これによる手取りの減少分を給付で埋める法案を提出しているわけです。予算委員会で大臣にも何度も説明しました。この我々の提案について、少し留意点を申し上げたいと思います。

まず、この左側が、就労促進支援給付ということことで、まさに百三十万円の崖対策ということなんですが、この対策は、これから百三十万円の崖を超える労働者だけではなくて、既に超えている労働者でも、年収二百万に達するまでは所定の額が支給されるということです。

もう一つの留意点、年収の崖に直面するのは三号被保険者、すなわち、配偶者の扶養に入っている労働者であります。シングルマザーなどは、年収百三十万円に達する前から一号被保険者になって、自分で社会保険料を納めている。大変な御苦勞があるわけです。この年収の崖には関係しない一号被保険者にも、この一ページ目の右側ですけれども、特定就労者支援給付というものを支給することで、この両者の平等にも配慮しているわけです。

なお、この一ページ目の下の方に書いてありますけれども、将来的には、百三十万の崖の発生原因である三号被保険者制度の見直しも行うということを法案の検討条項に盛り込んでいるというこ

とも申し添えておきます。

さて、その上で、今回の法案なんですが、二ページ目を御覧になつてください。

政府案の方は、百三十万ではなくて、従来いうと百六万円、法改正されると週二十時間という時間の壁になるわけですが、その対策ということで、図に、イメージしたものが下の方にありますけれども、要は、百六万なり二十時間なり超えたところで、労使双方に社会保険料負担が発生するわけですよ。

通常はこれを折半することになりますけれども、折半だと働く人が負担が重いということで、働き控えにつながるであろうということで、最大で本来の負担分の半額を、労働者が本来負担すべきものを使用者側が負担するといったような制度、そしてさらに、本来の負担割合を超えて事業主、使用者が負担した分については国が支援する制度を設けるということであります。

これなんですかけれども、我々の先ほどの提案と比較して、同じぐらいの年収で自ら保険料を払っている労働者とこの支援制度を利用できる労働者との間で、保険料の支払いにおいて平等に反する、これは憲法問題ではないか、憲法十四条に抵触するおそれがあるのではないかと考えますが、大臣の御所見をお願いします。

○福岡国務大臣 まず、厚生労働省として、憲法の解釈についてお答えする立場にはございませんが、御指摘の保険料調整制度については、今回の年金改正法による被用者保険の適用拡大の対象となる企業に限つて、その企業で働く就業調整を行

う可能性のある収入で働く短時間労働者を対象として、対象期間を三年間に限定した上で、特例的、時限的に実施することとしているものでござります。

この措置によりまして、適用拡大の対象となります比較的小規模の企業の人材確保に資することができる、また、就業調整を行う可能性のある短時間労働者の就業調整を抑制することができ、これにより、被用者保険への加入を促進し、被用者保険全体の持続可能性の向上につながるというふうに考えております。こうしたことから、今回の被用者保険の適用拡大に伴つて、対象者を限定して特例的、時限的な措置を実施することには合理性があるというふうに考えております。

○階委員 合理性の話じやないんですよ。憲法に反しないかということを言つています。

憲法は所管ではないと。でも、所管でなくとも、違憲の立法をしたら駄目でしよう。だから、憲法に反しないかどうかというのを確認させていただいているんです。その点だけお答えください。

○福岡国務大臣

恐縮です。先ほど言いましたように、憲法の解釈について厚生労働省としてはお答えする立場にはございませんが、今回、法案を提出するに当たりましては、内閣法制局の審査を受けた上で提出をさせていただいております。

○階委員

内閣法制局からは、どういう理由で合憲だと言われていたんでしようか。そこは、もし今お手元にないということであれば、後で資料を提出していただきますようお願いします。

委員長、お取り計らいをお願いします。

○藤丸委員長 理事会で協議します。

○階委員 その上で、この二ページ目の、事業主が労使折半を超えて保険料を負担した場合の保険料の一一定割合を制度的に支援ということについて伺いたいんです。

まず、前提として、一定割合を制度的に支援というふうになつていますけれども、最近の公明党さんの議論などを聞いていますと、もう一定割合ではなくて全額支援という話になつているようになっており、それが間違いないかどうか。そして、その上で、そうした支援の財源、これはどうから捻出するのか。支援するに当たっては、年金の保険料だけではなくて医療保険料の分もカバーすると思うんですが、こうした財源をどこから捻出するのか。明確に答弁をお願いします。

○福岡国務大臣 まず、全額という御指摘については、その方向と/or ございます。

それぞれの財源ということですが、年金は年金の財政から、医療については医療保険の財政からということでござります。

○階委員 例えれば、年金の方についてなんですか

れども、ですから、今回新たに、百六万円なり二十時間を超えた人については、事業主の社会保険料負担を減らすために元からの年金積立金を使うわけじゃないですか。これは平等に反するだけではなくて、まさに厚生年金積立金の流用に当たるんじゃないですか。お答えください。

○福岡国務大臣 御指摘の保険料調整制度は、適用拡大の対象となる企業に限つて、就業調整を行う可能性のある短時間労働者を対象に、三年間限

定で特例的、時限的に実施することとしているものでございます。

この措置によりまして、比較的小規模の企業の人材確保に資することができ、短時間労働者の就業調整を抑制することができ、これによりまして、被用者保険制度全体の持続可能性の向上につながるというふうに考えられますことから、このように事業者を限定して特例的、時限的な措置を実施するということについて合理性があるというふうに考えております。

○階委員 これが憲法上疑義があると思つていまして、この制度が問題ないということを内閣法制局のお墨つきを得たのであれば、ちゃんとここに提出してください。

委員長、お取り計らいをお願いします。

○藤丸委員長 理事会で協議します。

○階委員 何か、時限的だからとか対象者を限定しているから合理的だとおっしゃいましたけれども、むしろ、それが憲法の平等原則とは緊張関係に立つわけですよ。絞れば絞るほど漏れる人が増える。その人たちは自分で保険料を納めている。その人たちの平等はどう考えてるんですか。我々はそこも考えて法案を出していいということなんですが、大臣、期間を限定したとか、そして対象者を限定したことによつて漏れる人たちがたくさん出るということについて、憲法上問題ないのかどうか。

それから、さつき聞いたことに対しても答えていません。まさに年金部分については、厚生年金積立金の流用に当たるんじやないか。

この二点、お答えください。

○福岡国務大臣 保険料の調整制度は、今回の年金改正法による被用者保険の適用拡大という制度改正に伴つて実施するものでございまして、制度改正の対象となる方と対象とならない方については、必ずしも同じ状況にあるわけではないというふうに考えております。

なお、短時間で働く第一号被保険者が第二号被保険者となる場合には、基本的に保険料負担が軽くなるほか、給付も充実することになるというふうに考えております。

○階委員 答えていないですよ。

流用に当たるんじやないかと申し上げましたが、その点はどうですか。（発言する者あり）

○藤丸委員長 ちょっとと止めてください。

〔速記中止〕

○藤丸委員長 じゃ、起こしてください。

福岡大臣。

○福岡国務大臣 厚生年金の保険料というのは被保険者のために使うということですございまして、今回この運用につきましては、被保険者のためには使うということですございますので、流用という御指摘には当たらないというふうに考えております。

○階委員 平等のことはちょっととおいておいて、まず、流用かどうかということなんですねけれども、被保険者のために使うんだつたら問題ないという話だつたんですが、まさに先ほど来、長妻議員も、これは流用に当たらないんじやないかと言つていた基礎年金の底上げ、これは昨日、井坂さんが代

表質問で聞いたときに、要は、ほとんどの世代、ほとんどの被保険者にとって、この底上げはメリットがあるということを政府も認めているわけです。なんだけれども、流用に当たるから、これは盛り込むことを見送りました、これは石破総理の答弁でしたよ。流用だと、そつちでは言っているわけですよ。どっちがより流用なんですかね。流用だからと総理が答弁しているんです。

ですから、あちらを流用ということを重んじるのであればなすこと、こちらの流用については、説得的な、流用ではないという理由づけが必要だと思いますよ。お答えください。

○福岡国務大臣 まず、昨日の本会議、私も総理のそばにずっといて、総理の答弁をずっと聞いておりました。

多分、発言の趣旨といたしましては、与党内で議論を行うに当たって、厚生年金の積立金を活用する、そのことについて慎重な御意見があつたということを言われたわけであつて、政府として、そういう考えにあるということをおつしやられたわけではないというふうに認識をしております。

○階委員 じゃ、読み上げましょか。厚生年金の積立金を使うことについて、流用といった御意見もあり、今回の法案に具体的な仕組みを規定しないこととしたものでしか言つていません。

流用ではないということであれば、そんな批判

は間違つた意見だということで、一顧だにせず、ちゃんと法案に盛り込んでいいんじやないですか。なぜ盛り込まないんですか。お答えください。

○福岡国務大臣 まず、私どもとしましては、与党内の審査を経なければ法案を提出できないという中で、今申し上げましたように、様々な議論がある中で、厚生年金の積立て部分を、流用という言葉は使いませんが、更に使う枠を広げるということに対しまして、与党内でも慎重な御意見があつたことであつたり、また、加えて申し上げますと、そういったことについて理解を得るには一定の時間が必要じやないかといった御意見が内部に

い。

○福岡国務大臣 今日のやり取りでもありましたように、厚生年金の積立て部分については、これまで基礎年金部分に使用をされていた部分がございますから、その使用の割合が変わることでございます。

私どもとして、今まで一度も流用という言葉を使つたことはございません。

○階委員 そうしたら、政府として、今、流用ではないという見解を明確にお答えになりましたけれども、だつたら法案に盛り込むべきじやないですか。だつて、石破総理のこの盛り込まなかつた理由づけはこれしか書いていないですよ、昨日の井坂さんの答弁で。厚生年金の積立金を使うことについて、流用といった御意見もあり、今回の法案に具体的な仕組みを規定しないこととしたものでしか言つていません。

流用ではないということであれば、そんな批判は間違つた意見だということで、一顧だにせず、ちゃんと法案に盛り込んでいいんじやないですか。なぜ盛り込まないんですか。お答えください。

○福岡国務大臣 まず、私どもとしましては、与党内の審査を経なければ法案を提出できないという中で、今申し上げましたように、様々な議論がある中で、厚生年金の積立て部分を、流用という言葉は使いませんが、更に使う枠を広げるということに対しまして、与党内でも慎重な御意見があつたことであつたり、また、加えて申し上げますと、そういったことについて理解を得るには一定の時間が必要じやないかといった御意見が内部に

はあつたというふうに承知をしております。

そういう中で、法案を早期提出するというお求めに応じるために、そこを外した形で提出をさせていただいたとございます。

○階委員 流用ではないと言うんだつたら、基礎年金底上げも進めてください。

そして、こちらの方はまさに流用だと思いますよ。既に保険料を納めた人の積立金を、これから納めるべき人の保険料を減らして、その補填に充てるということですから、まさにこれは流用ということは言わざるを得ないということを申し上げておきます。

そして、平等原則については、やはり疑問があります。これは是非、こここの委員会で法制局の見解を出していただきたいと思います。

さて、我々は、百三十万円の壁対策については既に法案を出しています。百六万の壁あるいは二十時間の壁、こちらについては、政府は、労使折半を上回る部分について制度的に支援ということでした。ただ、中小零細企業は今経営環境が非常に厳しいという中において、労使折半の範囲内の部分の事業主負担、これも支援する必要があるのではないかというふうに考えているわけですよ。

この部分について、いろいろ、政府、官僚の皆さんからお話を聞いておりますと、キャリアアップ助成金をこれからも活用するということでした。本来は令和七年度まで使える制度でしたけれども、これを更に延長するというような話がありましたけれども、これこそ、従来から私は申し上げてい

ますが、キャリアアップ助成金というのは雇用保険料から出しているお金だと思いますが、雇用保険料の目的外使用ということで、流用ではないです。お答えください。

○福岡国務大臣 年金の壁への対応としてのキャリアアップ助成金につきましては、労働者に新たに被用者保険を適用し、労働時間の延長であったり賃上げを通じて労働者の収入を増加させて、キャリアアップにつながる取組を行う事業主を支援するものでございます。

こうした取組は、雇用保険を用いて雇用の安定を図るという雇用保険制度の趣旨に沿った措置だというふうに考えております。

○階委員 雇用保険料をこういうことに使うということで、今回、制度を拡充するということで、五ページに今回の措置が書かれていますけれども、令和七年度の予算修正で六十三億円を計上されました。六十三億円によって、これは百三十万の壁対策も行うし、百六万の壁対策も行うし、両方に使われるということを聞いております。

それぞれ何人に使うと仮定して、この六十三億円という積算をされたのかということをお答えいただけますか。

○福岡国務大臣 今回の拡充に要する費用は六十三億円となっておりますが、その額につきましては、令和七年度に支給対象になると見込まれる労働者数に助成単価を乗じた上で、施行が年度途中からなることを考慮し、算定をしたものでござります。

この積算の根拠ということをございますが、こ

の四・四万人という積算につきましては、まず、拡充前の現行の支援策の令和七年度の利用予定者の一部が拡充後の支援策の利用に移行すると想定し、その後、その上で、新たなコースの創設に伴う需要喚起により利用者が増加することを見込んで、四・四万人としているところでござります。

○階委員 四・四万人というのは、恐らく、百六十万と百三十万、双方の壁で利用される方だと思うんですけれども、百三十万の壁の方でこのキャリアアップ助成金を使われるは何人と見込んでいらっしゃるんでしょうか。

○藤丸委員長 ジヤ、ちよつと速記を止めてください。

〔速記中止〕

○藤丸委員長 速記を起こして。  
福岡大臣。

○福岡国務大臣 恐縮でござります。

先ほど申し上げました六十三億円というのは、百三十万円の壁の部分でございまして、四・四万人というのも、百三十万円のところに該当する人数だということをございます。

○階委員 ちょっと昨日伺っていた話と違つたもので、確認させていただきました。

四・四万人は、全て百三十万の壁対策で使われるということなんですが、さてさて、この五ページ目に、その新しいキャリアアップ助成金の制度が書いてあって、左側に、対象となる人数が書かれていますよね。これは、十万人、三十一万人、三万人、三つの類型で書かれていますけれども、これを合算すると四十四万人ぐらいなんですよ。

政府肝煎りで百三十万の壁対策をやるという割には、四・四万人という数字は余りに少くないですか。お答えください。（発言する者あり）

○藤丸委員長 じゃ、止めてください。

〔速記中止〕

○藤丸委員長 速記を起こして。

○福岡国務大臣 済みません、恐縮です。

この四・四万人というのは、年度末に支給が開始されますので、二、三か月分に当たる方がこの数字に当たるとということでございますので、通年で考えますと、更に多くの数が見込まれるということです。

○階委員 これも昨日レクで確認したところ、四・四万人というのは手を挙げる人なんだけれども、実際に支給されるのは、今おつしやったように、手を挙げてから支給されるまで半年以上かかるらしいんですよ。そうすると、令和七年度に支給されるのは、四・四万人のうち五千二百人だということを事前に伺っております。

私が問題にしているのは、五千二百人が少な過ぎるという話じゃないんですよ。そもそも手を挙げるのが四・四万人というのは少な過ぎるでしょうということを言いたいんですが、その点については、大臣の見解はどうですか。（発言する者あり）

○藤丸委員長 止めてください。

〔速記中止〕

○藤丸委員長 じゃ、起こして。  
大臣。

○福岡国務大臣 済みません、先ほどの数字の詳細をもう一回申し上げますと、現行メニューの令和七年度の利用予定者、その方が三・九万人いらっしゃる。新たな創設に伴う需要喚起による増え三・一万人見込まれる。そのうち、期間が短うござりますので、その間で支給対象となる方が、先生が御紹介いただいた五千二百人ということでおございまして、その二つを足し合わせると、令和七年度の積算根拠として、七年度中に四・四万人

といふことでございます。

そもそもその四・四万人自体が少ないんじやないかというような御指摘ということでございますので、そこについては、この助成金の活用状況等も踏まえながら対象労働者数を見込んでいるものでございますが、いずれにしても、できる限り多くの方に支援を活用いただけるように、周知に取り組んでまいりたいと思います。

○階委員 四・四万人、少ないんじやないかという問い合わせに対し、今の大臣の答弁は、今実施しているキャリアアップ助成金の利用状況を勘案したというお話だったんですけど、だったら、今の利用状況は低迷しているのに、これを多少いじつたところで効果は薄いんじゃないですか。何でそんな中途半端なことをやるんですか。我々が示したような抜本的なやり方で百三十万の壁対策をやつた方がいいんじゃないですか。お答えください。

○福岡国務大臣 働く方の事情は様々であるといふふうに承知していまして、必ずしも全ての方が被用者保険を適用して働くことを希望されているものではないことに留意する必要があると

いうふうに考えております。

ただ、いずれにしても、できる限り多くの方に支援を活用いただけるよう、周知には努力してまいりたいと思います。

○階委員 必ずしも全ての人が被用者保険に加入することを希望しないと。それはそのとおりでしょう。

でも、今回、二十時間の壁を全ての事業者に適用するとか、そうやって適用範囲を拡大していくたいわけじやないですか。それが政府の方針でしよう。だから、なるべく適用拡大に資するような制度設計をしなくちゃいけないでしよう。それを実際に使えるかどうかは、それは御本人の意思もあるでしよう。ただ、私は、御本人の意思で使われていないというよりは、そもそも、この制度 자체が極めて中途半端なんだと考えております。

まず、キャリアアップ助成金の今の制度は、六ページ目の左側、結局マックス三十万円ですよ。百六万のところで手取りが減った分を補うために、事業者に三十万。そして、これをどう使うかは事業者の判断であって、三十万を経営が厳しいから事業者が自分で使つてもいいし、あるいは、三十万を従業員の手取りが減る分を穴埋めするために使つてもいいし、そこは自由なんですけれども、いずれにしてもワシントンシットなんですよ。ワシントンシットということは、百六万の壁を越えると、大体、労使それぞれ十五万ずつぐらい負担が増えますから、一年分にしかならない。これだと、面倒くさい、手間暇かけて制度を申請して使おうとは

思わない。

それから、これを延長して百三十万の壁に対応しようというのが右側ですけれども、これは規模

によって変わりますけれども、最大で七十五万円です。一年目だけではなく二年目もあるから、そこは改善を少しはしたと思っていますけれども、

いずれにしても、五十万円というのは、労使それぞれの負担の一年分なんですよ。一年目はそれぐらいカバーできたとしても、二年目は半分に減りますから、二十五万円ということです。これも大して効果は見込めないと私どもは考えております。

私は、厚労省の皆さんには日頃からいろいろなレクとかでお世話になっていて、非常に真面目に年金制度を考えていると思いますよ。被用者保険の適用も進めたい、そして働き控えもなるべく減らしたい、事業主の負担もなるべく減らしたい、いろいろなことを考えながら苦労して制度設計している、それは私も敬意を込めて認めます。

ただ、問題は、多分、このような制度をつくるに当たって、厚生年金とか、あるいは厚労省の所管の財源の範囲内でやれという縛りがこうした中途半端な制度にとどまっている最大の要因だと思っています。

だから、私は、今日、財務省を呼びました。財務省、こんな、厚労省にだけ負担を押しつけて、国が財政で面倒を見ないから、今のような中途半端な制度設計に終わってしまうんですよ。働き控え対策、これらの日本にとって非常に重要な課題ですよ。中小企業の支援も非常に大事です。そして、老後の年金を拡充するために被用者保険を

拡大していくことも大事、全て大事な国家的な課題ですよ。

それをちゃんと取り組むために、財務省としても厚労省をサポートしていただけませんか。お願いします。お答えください。

○吉野政府参考人 お答え申し上げます。

今、全ての諸課題を挙げていただきまして、國家的な諸課題だというふうに認識しております。全てにおいて新しい政策を実施していくときに、恒久的な施策でなければなすことですけれども、必要な財源を確保しながらということは我々としては申し上げざるを得ませんので、その立場からではありますけれども、厚労省の職員の皆様方と一緒に取り組んできてるつもりでございますし、これからもより一層努めてまいりたいというふうに思います。

○階委員 さっきも言いましたけれども、保険金の流用とか、そういう小手先の財源捻出ではなくて、やはり国がちゃんとオール政府でこういった問題について取り組んでいくという決意を示していただきたいということを申し上げたいと思います。

それと、私は、やはり国の在り方として、厚労省は厚労省、財務省は財務省、縦割りの組織でやっているから問題の本質的解決につながらないんだと思うんですよ。こうした問題については、厚労大臣、全政府的に取り組むように、是非閣議の中でもちやんと強く言ってくださいよ。厚労省の皆さんには真面目にやっていても、こんな財源のやり方ではないものはできない、これを本当に私は

申し上げたい。大臣の御決意をお願いします。

○福岡国務大臣 御指摘いただいたことは、大変大切な論点だというふうに思っております。

これまでも、政府内、情報共有して風通しよく議論するよう努めてまいりましたが、御指摘を受けて、更に努力をしてまいりたいと思います。

○階委員 我々もこうした部分について、私、党の中では財政金融部門の責任者なんですけれども、こうしたことについて恒久財源を手当てるということも、既に本予算の段階で、修正案の中で示しております。我々としては財源の捻出方法も示していますし、こうした部分に予算を使うのは大歓迎だということで、もし大臣がそういう気持ちで取り組んでいただけるのであれば、私は体を張つて財務省にこれをやれと言うつもりですので、よろしくお願ひします。

いろいろ言いたいことは山ほどあって、まだまだ言ひ足りないんですが、ただ、時間が来てしまいましたので、またもしそよければ質問の機会をいただければと思います。

今日はありがとうございました。